

裴松之『三国志注』の史料批判と劉宋貴族社会

袴田郁一

はじめに

裴松之『三国志注』は、中国史学思想の内からヨーロッパ近代歴史学に対応する科学性・合理性を発見することを目指す中国史学研究の命題のもと、それが認めうる早期の事例として夙に注目されてきた。

だがその一方で、裴松之の史料批判は、そのすべてが必ずしも「合理」的であるわけではない。特定の個人の性格という、実証困難な主観的根拠によって史書の記録を虚妄と断定し、激しく批判する例がいくつも見られる。近代歴史学とは異なる史学のあり方である。しかしこの一見して恣意的とも思える史料批判の例は、むしろ裴松之のひいては劉宋期の歴史観を窺わせるものとして注目に値すると考えられる。

本稿は、『三国志注』における史料批判とその偏向性を検討する

裴松之『三国志注』の史料批判と劉宋貴族社会

ことを通して、裴松之の歴史観およびその背景としての「河東の裴氏」の置かれていた歴史的な環境と劉宋貴族社会について考察するものである。

一・主観的な史料批判

先行する裴松之の研究は、『三国志注』における史料批判の合理性・科学性に焦点を当てる研究が多かった。

たとえば宮岸雄介¹⁾は、『三国志注』編纂の動機を「陳寿の『三国志』は、同時代王朝に対する遠慮から叙述が簡略で、また当時は三国時代の各王朝の史書、個人の伝記、家伝といった雑伝が同時に存在し、陳寿の『三国志』の内容と違った記事を数多く伝えていた。こうした状況を踏まえて、裴松之は、陳寿に代わって三国の歴史の真相を解明しようと考えたのだらう」とした上で、そうした裴松之注には、表現の潤色への批判、合理的な史実の考証、史実を潤色した創作に

対する批判、実録への志向など、「史家は真実をそのまま書くべき」という唐代の劉知幾『史通』の先駆けとなるような史学意識を見出すことができる、と評した。

崔凡芝²は、裴松之の「上三国志注表」を分析することで、『三国志注』が①本文の記事を補う（補闕）、②本文とは異なる記録を引く（備異）、③本文や引用文献の誤りを正す（懲妄）、④史事への論評（論辨）という、史学独特の注釈方針を持つとし、その史学的意義を評価した。そして、裴松之は史書に対し、理性的かつ公平な叙述、史事や人物への客観的な検証を求めていたとし、「上三国志注表」には「史家撰著史書也要」収博采史料、认真鉴别考核、合理剪裁去取、才能写出信实可靠的史书」という精神が込められているとした。

渡邊義浩³は、崔凡芝と同じく「上三国志注表」の四つの注釈方針に着目し、③懲妄が近代歴史学における内的史料批判に、④論辨が外的史料批判にそれぞれ相応しうると指摘した。そしてこれらの近代歴史学的手法に通じる方法論の出現が、「史」という文化的価値を学術の一分野として、それまで従属していた儒教から自立せしめた、とした。

以上のように裴松之注は従来、その実録を志向する叙述態度、科学的な史料批判の手法などにより、合理的史学の先駆と位置づけられてきた。あるいは林田慎之助⁴は、裴松之注に志怪小説が引用されていることを論じて、「史実を更に深く多角的、多面的に照らし出

すことに成功しました。……たとえ一つの史実に相い反する異聞であつても、それを含めて検証してゆけば、より深い史実に到達できる道があり、それがほんものの史実の発見につながる方法だと、裴松之は考えていた」としたが、この林田の研究は、荒唐無稽であるはずの志怪小説を何故裴松之のような合理的史家が採用したのか、という疑問から出発している。先行研究において裴松之の合理性がひとつの前提になっていたことを物語る。

これら裴松之の合理性への注目の背景にはおそらく、中国史学の中から近代ヨーロッパ的歴史学に相応しうる科学性・合理性を発見しようとする、中国史学思想研究共有の問題意識があるのである。それはさらに遡れば、中国史学における思想の欠落、科学性の欠如、倫理性の偏重を批判した近代歴史学への反発に至る。

かつて川勝義雄⁵は、「ヘーゲルは、この巨大な中国人の努力の結果を、いとも簡単に片づけた。「シナ人の歴史は、何の判断も理屈もなしに、ただそれぞれの事実を、そのまま記録しているにすぎない」と。……ヘーゲルが示した態度と似たような考え方は、ヨーロッパの学問を至上のものとして受け入れてきたわが国の学者たちにおいても、今なお一脈の名ごりを留めているように思われる」と述べ、近代歴史学が下す中国史学に対する評価に疑問を呈した。そして川勝を承けた稲葉一郎⁶は、「中国ではいかにして歴史学の科学性を確立し発展させていったか、具体的には史料批判の方法をどのようにして手にいれ、磨きをかけ、歴史叙述の科学性を高めていったかの

過程を明らかにする」ことこそを中国史学史研究の重要な課題として挙げた。稲葉はこの宣言のもと、劉知幾『史通』に、ヨーロッパ歴史学の方法論に相応する史学理論、合理主義的精神、科学的水準を見出す。⁽⁷⁾

こうした、近代歴史学の視座に偏る中国史学史思想研究のあり方には、筆者は幾分かの疑問を覚える。もちろん、中国史学に科学的合理性を求めた研究の意義は大きい。裴松之の研究で言えば、たしかに『三国志注』からは、科学的史料批判の手法を多く見ることができ。それでも、そうした科学的手法が内包されることと、科学的実証こそを志向したということは別の問題であるし、また裴松之の持つ「合理」性が、近代科学的な意味においての合理性と同義であるとは必ずしも言えないのではないだろうか。

実際、裴松之の史料批判には、今日的には客観的とは言いがたいものが見られる。

謝承の後漢書に曰く、「蔡邕 王允の坐に在りて、卓の死するを聞き、歎惜の音有り。允 邕を責めて曰く、「卓は國の大賊たり、主を殺し臣を残ふ。天地の祐げざる所、人神の疾を同じくする所なり。君は王臣為りて、世々漢恩を受くるも、國主の危難に、曾ち戈を倒さず、卓の天誅を受けて、更に嗟痛するか」と。便ち廷尉に收付せしむ。……公卿 邕の才を惜しみ、咸 共に允を諫む。允曰く、「昔武帝は司馬遷を殺さず、謗書を作し、後世に流せしむ。方今國祚は中ごろに衰へ、戎馬は郊に在り。佞

臣をして筆を執りて幼主の左右に在らしむ可からず。後に吾が徒をして並びに謗議を受けしめん」と。遂に邕を殺す」と。

臣松之 以為へらく、^①蔡邕 卓の親任する所と為ると雖も、情は必ずしも黨ならず。寧んぞ卓の姦凶たりて、天下の毒む所と為るを知らざらん。其の死亡するを聞き、理として歎惜する無し。縦ひ復た令し然らば、應に反りて王允の坐に言ふべからず。斯れ殆ど謝承の妄記なり。^②史遷の紀傳、博く世に奇功有るも、而も王允の孝武 應に早く遷を殺すべしと謂ふと云ふ。此れ識者の言に非ず。但だ遷 孝武の失を隠さず、其の事を直書するを為すのみ、何の謗か之れ有らん。^③王允の忠正、内省して疚まざる者と謂ふ可し、既に謗に懼る無し。^④且つ邕を殺さんと欲せば、當に邕の死に應ふや不やを論ずべし、豈に其の己を謗るを慮りて枉げて善人を戮す可けんや。此れ皆 誣罔にして通ぜざるの甚しき者なり。⁽⁸⁾

ここでの裴松之は、王允が保身のために蔡邕を処刑したという謝承『後漢書』の記事に対し、

- ① 蔡邕が本心から董卓に仕えたはずがなく、道理として哀惜するはずもない。
- ② 王允が世に評価の高い『史記』を指して、「武帝が司馬遷を殺さなかつたために誹謗の書を編まれた」と言うはずがない。
- ③ 王允は「忠正」にしてやましいことはなく、自身への誹謗を恐れるはずがない。

④王允が蔡邕の罪を論じて処刑するならともかく、保身のために善人を殺すはずがない。

と述べて、この記事を「斯れ殆ど謝承の妄記なり」「誣罔にして通ぜざるの甚しき者」と非難する。裴松之が根拠とするのは、いずれも蔡邕・王允の内面や人間性という、いわば裴松之による主観的な人物評価である。ここでは蔡邕が「卓の親任する所と為ると雖も、情は必ずしも黨ならず」であったことや、王允が「忠正」であることが前提として議論が立てられている。

ではこうした理解が、議論の前提にできるほどに六朝当時にあつて一般的な理解であつたかと言えば、少なくとも袁宏『後漢紀』と范曄『後漢書』蔡邕伝は、謝承『後漢書』に疑問を呈することなく、この逸話をほぼそのまま採録している。とくに范曄は、「執政乃ち子長の謗書の後に流るるを追怨し、此れに放ひて戮を為す。未だ或いは之を典刑に聞かず」と、この逸話に基づいて王允を批判する⁽⁹⁾。

あるいは、裴松之が「識者の言に非ず」と批判する「武帝は司馬遷を殺さず、謗書を作し、後世に流せしむ」という逸話中の王允の『史記』理解は、李賢が指摘するように、班固が「司馬遷書を著し、一家の言を成す。身を以て刑に陥るに至り、故に微文もて刺譏し、當世を貶損するは、誼士に非ざるなり」としたことにもとづく⁽¹⁰⁾。裴松之が「妄記」と断定できるほど謝承『後漢書』の記事は突飛であつたわけではなく、また王允や『史記』への評価も、当時にあつても自明ではないのである。⁽¹¹⁾

もう一例を挙げよう。

獻帝春秋に曰く、「董承の誅ざるや、伏后父の完に書を與へ、司空董承を殺し、帝方に報怨を為すと云ふ。完書を得て以て彘に示し、彘之を惡むも、久しく隠して言はず。……彘後に事の覺るを恐れ、自ら之を發せんと欲し、因りて求めて使として郷に至り、……彘曰く、「伏后子無く、性又凶邪なり。往常に父に書を與へ、言辭醜惡たり、此に因りて廢す可きなり」と。太祖曰く、「卿は昔何ぞ之を道はざるや」と。彘陽り驚きて曰く、「昔已に嘗て公が為に言ふなり」と。太祖曰く、「此れ豈に小事にして吾之を忘れんや」と。彘又驚きて曰く、「誠に未だ公に語らざらんか。昔公は官渡に在りて袁紹と相持せり、内顧の念を増すを恐れ、故に言はず」と。太祖曰く、「官渡の事の後に何を以てか言はず」と。彘對ふる無く、闕を謝すのみ。太祖此を以て彘を恨むも、而も外は之を含容し、故に世知り得る莫し。……」と。

臣松之案ずるに、獻帝春秋云ふならく、彘伏后の事を發せんと欲して求めて使として郷に至り、而して方に太祖を誣はんとして昔に已に嘗て言へりと。言既に微無くるや、迴して託すに官渡の虞を以てす。俛仰の間、辭情頓屈し、庸人に在ると雖も、猶ほ此れに至らず。何を以てか賢哲を詰累せんや。凡そ諸の云云、皆鄙俚より出で、吾儕の言を以てして厚く君子を誣ふ者と謂ふ可し。袁暉の虚罔の類、此れ最も甚しきを為すな

荀彧が伏皇后の密書を隠蔽し、のちに発覚を恐れて曹操に弁明するも返答に窮したと言う逸話であるが、裴松之が史料批判の根拠とするのは、「俛仰の間、辭情頓屈し、庸人に在ると雖も、猶ほ此れに至らず。何を以てか賢哲を玷累せんや」と言うように、「賢哲」というやはり主観的な荀彧像のみである。それでも裴松之はこの逸話を、「皆鄙俚より出で、吾儕の言を以てして厚く君子を誣ふ」ために捏造されたものと批判し、『献帝春秋』の「虚罔」を強く詰った。しかし、第二節で扱うように、当時荀彧の評価は分裂していた。曹操の追求に言を左右にする荀彧の姿は、容易に「虚罔」と言い切れるものではない。これも裴松之が自らの主観を論の前提とする例と言えよう。

このように『三国志注』には、特定人物の性格、すなわち主観的な人物観を根拠として記事の真贋を判断する史料批判が散見される¹³。裴松之の史料批判は、必ずしも常に客観的合理的であるだけではなく、ある場面では恣意性を含む。近代歴史学の史料批判とは異なるあり方である。とは言え、こうした事例は決して多いわけではなく、むしろ数えられる程度しか確認できない。全体で見れば、先行研究で評価されてきたような綿密な史料批判が多数を占める。それでも、こうした事例がいくらかでも含まれるということは、科学性の墨守が裴松之にとつての至上の課題ではなかったことを示す。科学的実証は裴松之において有用な方法論のひとつではあったが、その達成

が目的それ自体ではなかったのかもしれない。

むしろ注目すべきは、こうした恣意性・偏向性が裴松之の歴史観を浮かび上がらせることであろう。たとえば、先の例で裴松之が実証を放棄しながらも擁護した荀彧であるが、裴松之の荀彧への高評価は別にも見ることができるのである。

二、漢の忠臣荀彧

裴松之が荀彧に対し高い評価を与えていることは、つとに吉川忠夫¹⁴に言及されることであり、また雑喉潤も、「荀彧について非難めいたことが記してある書物を採録した場合、必ず裴松之自身が、反論のための意見を述べている。その荀彧を評価する情熱は、諸葛亮に次ぐ」と指摘している。その裴松之の荀彧論がもつともよく表現されているのが、『三国志』卷十の評に施された注である。

評に曰く、荀彧 清秀通雅にして、王佐の風有り。然れども機鑒先識あるも、未だ能く其の志を充たさざるなり。

〔注〕①世の論者、多く彧の規を魏氏に協はし、以て漢祚を傾け、君臣位を易ふるは、實に彧之に由り、晩節に異に立つと雖も、運移を救ふ無く、功は既に義に違へ、識は亦た疚むと譏る。陳氏の此の評、蓋し亦た世識に同じきなり。臣松之以爲らく、斯の言の作さるるは、誠に未だ其の遠大なる者を得ざればなり。彧 豈に魏武の志氣、哀漢の貞臣に非ざるを知らざら

んや。②良に以ふに時に王道は既に微たりて、横流は已に極まり、雄豪は虎視し、人は異心を懷き、撥亂の資、仗順の略有らざれば、則ち漢室の亡は忽諸にして、黔首の類は殄きんと。夫れ時英を翼讚し、一たび屯運を匡さんと欲すれば、斯の人と之れ與にするに非ずして誰と與にせんや。是の故に急病を経綸すること、身首を救ふが若くし、能動を嶮中に用ひ、大亨に至る。③蒼生 舟航の接を蒙り、劉宗 二紀の祚を延ぶるは、豈に荀生の本圖、仁恕の遠致に非ざらんや。④霸業 既に隆く、翦漢の迹 著しきに及ぶに至りて、然る後に身を亡ぼし節に殉じて、以て素情を申べ、大正を當年に全し、誠心を百代に布く。重きを道の遠きに任ひ、志を行ひ義を立つと謂ふ可し。之を未だ充たさずと謂ふは、其れ誣に殆きか。¹⁶

裴松之が傍線部①で述べるように、荀彧が漢を滅ぼした曹操に加担したこと、晩年になつては一転曹操に抵抗したことなどを巡り、荀彧への評価は当時の議論の対象となつていたと思われる。また范曄も「世言荀君者、通塞或過矣」（『後漢書』列伝六十 荀彧伝論）と述べているほか、実際に荀彧を批判したものとしては袁宏『後漢紀』卷三十 献帝紀 建安十七年の議論がある。

そうした世評に対し、ここでの裴松之は以下の荀彧擁護を主張する。

②世が乱れ、漢が滅亡に瀕していた時勢を打開するために、曹操に仕えるのは妥当である。

③百姓が救済され、漢が二十四年に渡り命脈を保ったのは、荀彧の功績である。

④曹操が篡奪の意を露わにすると、身を犠牲にして義を貫いた。

裴松之の主張は、荀彧が一時曹操に仕えたことを正当化するとともに、曹操政権下での荀彧が実際に世を救い漢に功を挙げたこと、さらには最終的に漢のために一命を擲ったことにある。「未だ能く其の志を充たさざるなり」と評した陳寿をはじめとする、荀彧の忠を疑う世評への反論である。裴松之においては、荀彧は漢の忠臣として評価されるのである。

さらに裴松之は、陳寿が荀彧・荀攸の列伝を賈詡伝と同巻にまとめたことへも矛先を向ける。

臣松之 以為へらく、列傳の體が、事類を以て相從ふ。……詡

もて程郭の篇に編まずして、二荀と與に並列するは、其の類を失するなり。且つ攸詡の為人、其れ猶ほ夜光の蒸燭に與くがごとし。其れ照ること均しと雖も、質は則ち異なれり。今荀賈の評、共に同一に稱するは、尤も區別の宜を失するなり。¹⁷

そもそも、裴松之が陳寿の評に対し何らかの異議を挟むことがきわめて少なく、これほどまでに正面から反論する例はこの箇所以外にはない。裴松之の荀彧に対する評価の高さ、及びそれに固執する裴松之の姿勢が窺えよう。その背景にあるものは何であろうか。

それを考えるための手がかりとして、この荀彧への高評価の傾向は、裴松之と同時代の范曄『後漢書』の荀彧評と非常によく似るの

である。

論に曰く、帝を西京に遷してより、山東騰沸し、天下の命倒縣す。荀君乃ち河冀を越え、開關して以て曹氏に従ふ。其の舉措を定め、言策を立て、崇に王略を明らかにして、以て國艱に急なるを察するに、豈に亂に因りて義を假りて、以て正に違ふの謀に就くと云はんや。誠に仁も己が任と為し、民を倉卒に紆くするを期するなり。董昭の議を阻むに及びて、以て非命を致すは、豈に數ならんや。……時運の屯遭に方りては、雄才に非ずんば以て其の溺るるを濟ふこと無く、功は高く執は彊ければ、則ち皇器自ら移る。此れ又時の並ぶ可からざるなり。蓋し其の正に歸するを取るのみにして、亦た身を殺して以て仁を成すの義なり。⁽¹⁸⁾

范曄は、曹操に仕えた荀彧の本心が漢を護持することと民を救うことにあったこと、世を救いえたのは曹操のような実力者のもよみだけであったこと、荀彧が曹操に与したのはやむにやまれぬ状況ゆえのこと、漢が滅びたのは時勢の必然であって荀彧の行為が原因ではないこと、荀彧が曹操の魏公即位に反対して死んだのは「身を殺して以て仁を成すの義」であることを述べ、荀彧の擁護を図った。同じく荀彧擁護を主張した裴松之と、論点・論法に似るところが多い。范曄もまた、漢の忠臣としての荀彧像を強調するのである。

前稿⁽¹⁹⁾では、この范曄の荀彧評の背景を、六朝貴族という范曄個人の置かれた立場に求めた。すなわち范曄は、自己を含む六朝貴族社

会の祖である荀彧ら党人・名士を擁護することで、同時に六朝貴族の宣揚を意図していたのであり、またそれに際し漢の忠臣という荀彧像が強調されたのは、漢の末裔を称しそれに正統性を求めた劉宋の国家観のためであったと思われる。それは、党人・名士が漢に忠であったことと同様に、その裔たる六朝貴族が漢の裔たる劉宋を輔弼するに足ること、さらには貴族とはそうあるべき存在であることの表現であった。

そうであるならば、范曄と同じく劉宋を生き、同じく六朝貴族社会に属した裴松之の荀彧評価が范曄のそれと軌を一にする理由も、同様に説明できよう。裴松之は、自らの文化・価値基準の淵源としての荀彧像を守るために、それへの史評に固執したのではないだろうか。だからこそ、そうした荀彧像を損ないうる『献帝春秋』の記事には強く反発したのである。

三、寒門層による史書への低評価

裴松之の史料批判・史論の貴族層への偏りは、その裏返しとして非貴族層、つまり寒門層による史書への低評価としても見ることができる。

第一節で崔凡芝の研究により確認したように、裴松之は自らの注釈方針に、「其の闕を補ふ」、「異聞を備ふ」、「其の妄を懲らす」、「時事の當否及び壽の小失、頗る愚意を以て論辯す」の四点を挙げるが、

記事の当否の判断に留まらず、そこから展開して引用する史書そのものに評価を下すこともある。多くはないので、管見で確認できた限りを以下に列挙する。

①『三國志』卷一 武帝紀

評価対象・孫盛『魏氏春秋』

臣松之以為へらく、史の言を記すに、既に潤色多し。故に前載の述ぶる所、實に非ざる者有り。後の作者、又意を生して之を改む。實を失ふに於てや、亦た彌々遠からざらんや。凡そ孫盛書を製るに、左氏を用ひて、以て舊文を易ふること多し。

此の如き者は一に非ず。嗟乎、後の學者、將た何くに信を取らん。⁽²¹⁾

②『三國志』卷四 高貴郷公紀

評価対象・張璠『後漢紀』・虞溥『江表伝』・郭頒『魏晉世語』

案ずるに張璠・虞溥・郭頒皆晉の令史たり、璠・頒は出でて官長と為り、溥は鄱陽内史となる。璠は後漢紀を撰し、未だ成らざるが似きと雖も、辭藻觀る可し。溥は江表傳を著し、亦た粗ぼ條貫有り。惟だ頒は魏晉世語を撰し、蹇乏にして全く宮商無く、最も鄙劣為るも、時に異事有るを以て、故に頗る世に行はる。干寶・孫盛ら多く其の言を采りて以て晉書を為す。其中虚錯の此の如き者、往往にして之有り。⁽²²⁾

③『三國志』卷五 甄皇后伝

評価対象・王沈『魏書』

臣松之以為へらく、春秋の義は、内の大惡を諱み、小惡を書かず。……魏史若し以ひて大惡と為さば、則ち宜しく隱して言はざるべく、若し謂ひて小惡と為さば、則ち應に假為の辭もてすべからざるも、而も虚文を崇飾すること乃ち是に至る。舊史に聞く所に異なれり。此れより推して言はば、其の卞甄諸后の言行の善を稱すること、皆以て實論とし難し。陳氏の刪落、良に以有るなり。⁽²³⁾

④『三國志』卷六 袁紹伝

評価対象・樂資『山陽公載記』・袁暉『獻帝春秋』

資・暉の徒、竟に何人為るか知らざるも、未だ然否を識別すること能はざりて、輕しく翰墨を弄び、妄りに異端を生じて、以て其の書を行ふ。此の如きの類、正に以て視聽を誣罔し、後生を疑誤せしむるに足らん。寔に史籍の罪人にして、達學の取らざる所の者なり。⁽²⁴⁾

⑤『三國志』卷十 荀彧伝

評価対象・袁暉『獻帝春秋』

凡そ諸々の云云、皆鄙俚より出で、吾儕の言を以てして厚く君子を誣ふ者と謂ふ可し。袁暉の虚罔の類、此れ最も甚しき為るなり。⁽²⁵⁾

⑥『三国志』卷十二 崔琰伝

評価対象…孫盛『魏氏春秋』

孫盛の言が如きは、誠に未だ譬らざる所なり。…盛此を以て美談と為すも、無乃ろ夫人の子を賊なはんか。蓋し好奇の情多きに由りて、言の理を傷つくるを知らず。⁽²⁶⁾

⑦『三国志』卷十四 劉放伝

評価対象…『孫資別伝』

資の別傳、其の家より出で、是の言を以て其の大失を掩はんと欲するも、然れども恐らく負國の玷、終に能く磨くこと莫きなり。⁽²⁷⁾

⑧『三国志』卷二十一 王粲伝

評価対象…張鷟『文士伝』

此れを以て張鷟の假偽の辭をして、其の虚の自ら露はるるを覺えざることを知るなり。凡そ鷟の虚偽妄作、覆疏す可からざるも、此くの如き類は、勝けて紀す可からず。⁽²⁸⁾

⑨『三国志』卷二十八 諸葛誕伝

評価対象…『魏末伝』

臣松之以為へらく、魏末傳の言ふ所、率ね皆鄙陋たり。⁽²⁹⁾

⑩『三国志』卷三十六 馬超伝

評価対象…樂資『山陽公載記』・袁暉『猷帝春秋』

袁暉・樂資ら 諸々の記載する所、穢雜虚謬にして、此の若きの類、殆ど勝けて言ふ可からざるなり。⁽³⁰⁾

これらで批評の対象とされるのは、孫盛『魏氏春秋』、張璠『後漢紀』、虞溥『江表伝』、郭頒『魏晋世語』、王沈『魏書』、樂資『山陽公載記』、袁暉『猷帝春秋』、『孫資別伝』、張鷟『文士伝』、『魏末伝』の十書であるが、まず見てとれるのはこれらほはずべてに對し否定的評価しかされていないことであろう。比較的好意的に評価されるのは「未だ成らざるが似きと雖も、辭藻 觀る可し」⁽²⁾とされる張璠『後漢紀』と、「粗ぼ條貫有り」⁽²⁾とされる虞溥『江表伝』であり、逆に否定的評価としてはとくに、「蹇乏にして全く宮商無く、最も鄙劣為るも、時に異事有るを以て、故に頗る世に行はる」⁽²⁾とされる郭頒『魏晋世語』、「輕しく翰墨を弄び、妄りに異端を生じて、以て其の書を行ふ」⁽⁴⁾などとされる樂資『山陽公載記』・袁暉『猷帝春秋』に對する激しい批判が目立つ。⁽³¹⁾

このうち、「史籍の罪人」とまで断罪されるに至った⁽⁴⁾の『山陽公載記』・『猷帝春秋』の記事とは、以下の審配に関する逸話であった。

樂資の山陽公載記及び袁暉の猷帝春秋 並びに云ふならく、「太祖の兵 城に入るや、審配 門中に戰ふも、既に敗るるや井中に逃れ、井に於て之を獲ふ」⁽³²⁾と。

これに對し裴松之は、「配は一代の烈士にして、袁氏の死臣なり。豈に數窮の日に當たり、方に身を井に逃さんとせんや。此の信じ難

きこと、誠に易からん⁽³³⁾と一蹴して批判する。ここで裴松之が批判の根拠とする「一代の烈士にして、袁氏の死臣なり」とは、袁紹・袁尚父子に仕えて、曹操に敗れた際にもなお袁氏への忠に殉じて処刑されたという、『三国志』袁紹伝およびその裴注が引く『先賢行状』において表現される審配の人間性である。ここでも裴松之は、審配という一個人の性格にもとづき、それを毀損する逸話を載せる『山陽公載記』・『猷帝春秋』を激しく非難するのである。

さて、ここで名前の挙がる史書の編者が具体的にいかなる出自、経歴を持つかと言えば、郭頌は、『隋書』卷三十三 経籍志二 史部 雑史に「晉襄陽令郭頌」とあるのみで、人物の詳細はわからない。樂資は、同じく『隋書』経籍志に、「晉著作郎樂資」とあり、『山陽公載記』のほか『春秋後傳』の著作があったという。袁暉は、字を思光といい、廣陵の人で、呉に仕えた袁迪の孫という（『三国志』卷五十七 陸瑁伝裴注）。世代的には袁暉も呉の人か、もしくは下つても東晋初の人物であろう。三者ともに事績はほぼ不明で、官位も低く、少なくとも貴族層の範疇外であると思われる。

このように、他でも虞溥、張璠、張鷟、姓名すら不明の『魏末伝』の編者など、孫盛を除けば、いずれも事績がほぼ伝わらない非貴族層出身者という共通点がある。裴松之が厳しい批評を加えたのは、いずれも裴松之とは出自を異にする寒門層の人士による史書であった。とは言え、もちろん裴松之の低評価の理由を、直接に編者の出自に求めることはできない。ただそれでも、裴松之の非難が寒門層

による史書に集中していることから、出自の相違が往々にして歴史観・史学観の対立を生みえたことを物語る。

以上を前節で検討した貴族層への偏向と合わせて考えると、裴松之が史料批判によって示そうとした「史実」のあり方が窺えるのではないだろうか。裴松之は、王允・荀彧という六朝貴族の母胎となつた士大夫を誹謗する記録に敏感に反応し、自らの主観的評価を根拠としてこれを虚妄として退けた。また自らとは歴史観の異なる、寒人層の手にかかる史書に取り分けて厳しい評価を下す。こうした「史料批判」にもとづき提示された「史実」とは、あるいは「忠正」という王允像であり、あるいは漢の忠臣としての荀彧像であつた。

渡邊義浩⁽³⁴⁾は、六朝期の史学が貴族の家柄を保障するための文化的価値となつていたことを踏まえた上で、裴松之の史料批判の態度を、「裴松之が危惧するのは、史書の偽造により、貴族の自律的価値基準が崩壊することにあつた。……裴松之の史料批判には、貴族の地位を保障していた家柄を守るため、史書の濫造を防ぐという目的もあつた」として、その恣意性を指摘した。この分析に賛同したい。

裴松之が追い求めた「史実」とは、万人に承認されうる客観的実証に根ざすそれでは必ずしもない。裴松之という六朝貴族にとつての「あるべき鑑としての史実」である。ゆえに六朝貴族の淵源にして規範となるべき荀彧ら名士の人物像を「攻撃」する史書には、強い反発を示した。繰り返すが、裴松之の史料批判の手法に近代歴史学的科学性の一端を窺うことができるのは間違いない。ただし、そ

これは裴松之の求める「あるべき史実」を導くための基礎作業のひとつにすぎず、「あるべき史実」を守ることにその方法論が優先されることないのである。

四・河東の裴氏

こうした裴松之の史料批判のあり方には、その出自も影響していると考えられる。先行研究で多く指摘される通り、史学は裴松之を輩出した「河東の裴氏」の家学であった。

六朝時代の河東の裴氏は、事実上魏の裴潜・裴徽兄弟に始まる。裴潜の子である裴秀は、西晋の功臣として司空に至り、五等爵制の最高位たる郡公（鉅鹿公）に封ぜられた（『晋書』卷三十五 裴秀伝）。郡公の爵位は、当時の裴氏が西晋貴族制における一流の貴族であったことを示す。その爵位は、両晋を通じて継承された⁽³⁶⁾。また、裴秀の子裴頠は、「崇有論」の著述でとくに知られ、裴徽の子裴楷もやはり裴秀・裴頠に並ぶ名声を持ち、賈太后政権下では司空張華らとともに政事の枢機に与ったという。西晋までの裴氏は、琅邪王氏に比せられるほどに⁽³⁸⁾、政治的にも文化的にも卓抜した貴族であった。ただし、江左以降の河東の裴氏になると、途端に目立った人物はいなくなる。この時期の裴氏について矢野主税は、「此門流は南渡門閥の一門ではあっても、特に著名な人物はいなかった如くであるが、松之に至って学問を以て著れた」とし、また吉川忠夫も、「東

晋時代の裴氏の人物で『晋書』に立伝されているものが一人としていないのは、すくなくとも社会的、政治的に沈滞の傾向にあったことを思わせる」と述べている。西晋で栄達した裴潜・裴徽の系譜の多くは、西晋末の政変で誅殺されるか、もしくは永嘉の乱により五胡政権に没した。鉅鹿郡公家も八王の乱で一度断絶している⁽⁴¹⁾。西晋貴族制の一員としての裴氏は、その滅亡とともに一時青史から姿を消す。

一方で裴松之は、以下の『宋書』裴松之伝と『梁書』卷三十 裴子野伝によれば、裴徽の六世孫、西晋の太子左衛率裴康の玄孫にあたるという。

裴松之は字を世期、河東聞喜の人なり。祖の昧は、光祿大夫、父の珪は、正員外郎たり。松之年八歳にして、學論語・毛詩に通ず。墳籍を博覽し、身を簡素より立つ。年二十にして、殿中將軍を拜す。此官左右に直衛す。晉孝武の太元中、革めて名家を選びて以て顧問に參らしめ、始めて琅邪の王茂之、會稽の謝輜を用ふ。皆南北の望たり⁽⁴²⁾。

ここで名前が挙がる祖父裴昧、父裴珪についての事績は伝わらず、曾祖父に至っては名前も残らない。なお、『三国志』卷二十三 裴潜伝の裴松之注には、裴潜の曾孫世代まで、すなわち西晋までの裴氏士人は詳細に記されているが、東晋以降から裴松之の当人に至るまでの系譜にはまったく言及されていない。裴松之には『裴氏家伝』の著作もあるが、それでも言及がないということは、裴松之の自身にも

記すべき父祖の事績が見出せなかったのではないか。⁽⁴³⁾あるいは裴松之の伝において、裴松之が「身を簡素より立つ」とされていることから、やはり裴氏の没落の様子が窺える。

無論例外もあった。先掲の吉川忠夫が、「しかし、優良芳醇な伝統的文化とでもよぶべきものは、依然として受け継がれていたのだから。東晋時代においても、……『語林』の作者、裴啓の存在を知ることができると言うように、『語林』を編纂した裴啓はその数少ないひとりである。⁽⁴⁴⁾

ただこの裴啓について、『世説新語』輕詆篇は、『語林』が謝安に批判され、そのために廢れたという逸話を伝える。

庾道季 謝公に詫りて曰く、「裴郎云ふ、「謝安謂へらく、裴郎は乃ち悪しからざる可し、何ぞ復た酒を飲むことを為すを得んと」と。裴郎又云ふ、「謝安 目すらく、支道林 九方皋の馬を相するが如し、其の玄黄を略し、其の僞逸を取る」と。」

謝公云ふ、「都て此の二語無し、裴 自ら此の辭を為すのみ」と。庾の意 甚だ以て好しと為さず。因りて東亭が酒壚の下を經るの賦を陳ぶ。讀み畢はるも、都て賞裁を下さず、直だ云ふ、

「君 乃ち復た裴氏の學を作すか」と。此に於て語林 遂に廢れり。今時の有る者は、皆是れ先に寫せしものにして、復た謝の語無し。⁽⁴⁵⁾

これと同様の逸話は劉孝標が引く『続晋陽秋』にも見られるが、⁽⁴⁶⁾この当代きつての貴族であった謝安の言により『語林』が廢れ失わ

れたという逸話からは、この時期の裴氏が文化的卓越性をも喪失しつつあったことを窺わせる。

このように、南北朝時代を代表する貴族である河東裴氏は、しかし東晋期においてのみは例外的な不遇時期にあたった。貴族としての地位自体を失っていたわけではもちろんない。右記の裴松之の伝に、孝武帝が「革めて名家を選びて以て顧問に參らしめ」た際に、河東裴氏が琅邪王氏・会稽謝氏とともに「南北の望」としてその対象とされたことから、功臣の裔としてなお声望を有していたことがわかる。⁽⁴⁷⁾それでも、『世説新語』が伝える『語林』の逸話は、貴族社会における裴氏の零落ぶりを物語る。

こうした時期に生まれた裴松之にとって、史学は、裴氏に残された数少ない文化的価値のひとつであり、貴族社会で再び卓越するための重要な手段であったのではないか。果たしてこの後、裴松之は、私碑の建立という私的な「史」が濫造されていることに対し国家による規制を加えることを上奏して容れられ、⁽⁴⁸⁾そして劉宋において文帝の命で『三国志注』を編纂し、「此為不朽矣」という「史」としてきわめて高い評価を得るに至る。第三節で確認した、自らの歴史観・史学観と異なる史書に対する裴松之の強い攻撃性は、こうした史学による卓越を図る貴族裴氏の現状が背景にあったのではないだろうか。

おわりに

本稿では、従来その科学的合理的史料批判で注目されることが多かった裴松之『三国志注』に対し、裴松之の恣意性・主観性という側面から検討を試みた。裴松之の史料批判には、特定人物の人間性という主観的評価に基づくものもあり、そしてその例として見られる荀彧は、同時に裴松之から漢の忠臣として高い評価を与えられた人物であった。

このような荀彧という名士に対する裴松之の偏向の背景には、自己を含む六朝貴族社会の祖である名士層を擁護することで、同時に六朝貴族の宣揚しようとする意図、及び漢の末裔であることに正統性を求めた劉宋の国家観があったと思われる。こうした史学による六朝貴族の宣揚という意図は、一方では樂資『山陽公載記』・袁暉『献帝春秋』をはじめとする非貴族層による史書への厳しい否定的評価を招く一因としても現れた。またあるいはそれは、文化的にも零落しつつあった河東裴氏の現状にあつて、裴松之が家学たる史学によって貴族社会における卓越を窺ったことも影響していたのかもしれない。

裴松之は、史学という河東裴氏の家学を利用し、『三国志注』における史料批判・史書評を通して、自らの持つ文化的価値の優位性を表現したのである。

裴松之『三国志注』の史料批判と劉宋貴族社会

注

- (1) 宮岸雄介「裴松之の史学観」、『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第一分冊 哲学・東洋哲学・心理学・社会学・教育学』四二一、一九九六年。
- (2) 崔凡芝「裴注的史学意義」、『史学史研究』第四期、北京師範大学史学研究所、一九九四年。本論文の訳稿である小林岳訳「裴松之『三国志』注の史学的意義について」、『早稲田大学高等学院研究年誌』四〇、一九九六年も併せて参照した。
- (3) 渡邊義浩「『史』の自立——魏晋期における別伝の盛行を中心として」、『史学雑誌』一一二—四、二〇〇三年。同氏『三国政権の構造と「名士」』〈汲古書院、二〇〇四年〉所収。
- (4) 林田慎之助「六朝の史家と志怪小説——裴松之の『三国志』注引の異聞説話をめぐって」、『立命館文学』五六三、二〇〇〇年。
- (5) 川勝義雄「史学論集」総説（朝日出版社、一九七二年）。のちに同氏「中国人の歴史意識」〔平凡社、一九九三年〕に、「天道は是か非か」と改題・再編集して収録された。
- (6) 「中国史学史の研究」序言（京都大学学術出版会、二〇〇六年）。
- (7) 稲葉一郎「中国の歴史思想」第四章「劉知幾と『史通』」〔創文社、一九九九年〕。
- (8) 「謝承後漢書曰、蔡邕在王允坐、聞卓死、有歎惜之音。允責邕曰、卓國之大賊、殺主殘臣。天地所不祐、人神所同疾。君為王臣、世受漢恩、國主危難、曾不倒戈、卓受天誅、而更嗟痛乎。便使收付廷尉。……公卿惜邕才、咸共諫允。允曰、昔武帝不殺司馬遷、使作謗書、流於後世。方今國祚中衰、戎馬在郊。不可令佞臣執筆在幼主左右。後令吾徒並受謗議。遂殺邕。臣松之以為、①蔡邕雖為卓所親任、情必不黨。寧不知卓之姦凶、為天下所毒。聞其死亡、理無歎惜。縱復令然、不應反言于王允之坐。斯始謝承之妄記也。②史遷紀傳、博有奇功于世、而云王允謂孝武應早殺遷。此非識者之言。但遷為不隱孝武之失、直書其事耳、何謗之有乎。③王允之忠正、可謂內省不疚者矣、既無懼于謗。④且欲殺邕、當論邕應死與不、豈可慮其謗己而枉戮

善人哉。此皆誣罔不通之甚者」(『三国志』卷六 董卓伝 裴注)。

(9) 「執政乃追怨子長謗書流後、放此為戮。未或聞之典刑」(『後漢書』列伝五十下 蔡邕伝 論)。

(10) 「班固集云、司馬遷著書、成一家之言。至以身陷刑、故微文刺譏、貶損當世、非諛士也」(『後漢書』列伝五十下 蔡邕伝 論 李賢注)。

(11) 六朝に至るまでの『史記』評価については、宮岸雄介「司馬貞の『史記』解釈―唐初史学における復古意識」(『富士大学紀要』三三一、二〇〇〇年)に詳しい。

(12) 「獻帝春秋曰、董卓之誅、伏后與父完書、言司空殺董卓、帝方為報怨。完得書以示彧、彧惡之、久隱而不言。……彧後恐事覺、欲自發之、因求使至鄴、……彧曰、伏后無子、性又凶邪。往常與父書、言辭醜惡、可因此廢也。太祖曰、卿昔何不道之。彧陽驚曰、昔已嘗為公言也。太祖曰、此豈小事而吾忘之。彧又驚曰、誠未語公邪。昔公在官渡與袁紹相持、恐增內顧之念、故不言爾。太祖曰、官渡事後何以不言。彧無對、謝闕而已。太祖以此恨彧、而外含容之、故世莫得知。……臣松之案、獻帝春秋云、彧欲發伏后事而求使至鄴、而方誣太祖云昔已嘗言。言既無徵、迴託以官渡之虞。俛仰之間、辭情頓屈、雖在庸人、猶不至此。何以玷累賢哲哉。凡諸云云、皆出自鄙俚、可謂以吾儕之言而厚誣君子者矣。袁暉虛罔之類、此最為甚也」(『三国志』卷十 荀彧伝 裴注)。

(13) 他の例では、諸葛亮の忠を根拠に「袁子」の記事を的外れとした以下の注釈など、諸葛亮に関連する記録でそれを見ることができ、「袁子曰、張子布薦亮於孫權、亮不肯留。人問其故、曰、孫將軍可謂人主、然觀其度、能賢亮而不能盡亮、吾是以不留。臣松之以為袁孝尼著文立論、甚重諸葛之為人、至如此言則失之殊遠。觀亮君臣相遇、可謂希世一時、終始之分、誰能開之。寧有中違斷金、甫懷擇主、設使權盡其量、便當翻然去就乎。葛生行己、豈其然哉。關羽為曹公所獲、遇之甚厚、可謂能盡其用矣、猶義不肯本、曾謂孔明之不若雲長乎」(『三国志』卷三十五 諸葛亮伝 裴注)。雑喉潤「裴松之之覺え書き」(『名古屋自由学院短期大学研究紀要』三三一、二〇〇〇

〇年)は、裴松之の諸葛亮に対する敬愛の念が『三国志注』から見て取れると指摘している。

(14) 吉川忠夫「范曄と後漢末期」(『古代学』一三三・四、一九六七年。同氏『六朝精神史研究』(同朋社、一九八四年)所収)。

(15) 前注掲の雑喉潤「裴松之の覺え書き」。

(16) 「評曰、荀彧清秀通雅、有王佐之風。然機鑒先識、未能充其志也。(注)①世之論者、多譏或協規魏氏、以傾漢祚、君臣易位、實彧之由。雖晚節立異、無救運移、功既違義、識亦疚焉。陳氏此評、蓋亦同乎世識。臣松之以為斯言之作、誠未得其遠大者也。彧豈不知魏武之志氣、非袁漢之貞臣哉。」

②良以于時王道既微、橫流已極、雄豪虎視、人懷異心、不有撥亂之資、仗順之略、則漢室之亡忽諸、黔首之類殄矣。夫欲翼讀時英、一匡屯運、非斯人之與而誰與哉。是故經綸急病、若救身首、用能動于險中、至于大亨。③

蒼生蒙舟航之接、劉宗延二紀之祚、豈非荀生之本圖、仁恕之遠致乎。④及至霸業既隆、翦漢迹著、然後亡身殉節、以申素情、全大正於當年、布誠心於百代。可謂任重道遠、志行義立。謂之未充、其殆誣歟」(『三国志』卷十 評裴注)。

(17) 「臣松之以為、列傳之體、以事類相從。……詔不編程郭之篇、而與二荀並列、失其類矣。且攸詔之為人、其猶夜光之與蒸燭乎。其照雖均、質則異焉。今荀賈之評、共同一稱、尤失區別之宜也」(『三国志』卷十 評裴注)。

(18) 「論曰、自遷帝西京、山東騰沸、天下之命倒懸矣。荀君乃越河冀、開關以從曹氏。察其定舉措、立言策、崇明王略、以急國艱、豈云因亂假義、以就違正之謀乎。誠仁為己任、期紓民於倉卒也。及阻董昭之議、以致非命、豈數也夫。……方時運之屯遭、非雄才無以濟其溺、功高執彊、則皇器自移矣。此又時之不可並也。蓋取其歸正而已、亦殺身以成仁之義也」(『後漢書』列伝六十 荀彧伝 論)。

(19) 袴田郁一「范曄『後漢書』の後漢末観と劉宋貴族社会」(『東洋の思想と宗教』三五、二〇一八年)。また、范曄ら六朝貴族が自己の淵源を後漢末の党人・名士層に求めたことは、前注掲の吉川忠夫「范曄と後漢末期」、

及び渡邊義浩『世説新語』の編集意図』（『東洋文化研究所紀要』一七〇、二〇一六年。同氏『古典中国』における小説と儒教（汲古書院、二〇一七年）所収）を参照。

(20) 王允・荀彧などの名士が文化的・価値基準的な意味において貴族の祖と見なしうることは、堀敏一「九品中正制度の成立をめぐる一魏晋の貴族制社会にかんする一考察」（『東洋文化研究所紀要』四五、一九六八年）を参照。またその視座が今日だけのものではなく、六朝当時においても意識されていたことは吉川忠夫「抱朴子の世界（上）」（『史林』四七一五、一九六七年）にて指摘されている。

(21) 「臣松之以為、史之記言、既多潤色。故前載所述、有非實者矣。後之作者、又生意改之。於失實也、不亦彌遠乎。凡孫盛製書、多用左氏、以易舊文、如此者非一。嗟乎、後之學者、將何取信哉」（『三國志』卷一 武帝紀 裴注）。

(22) 「案張璠・虞溥・郭頒皆晉之令史、璠・頒出為官長、溥鄱陽內史。璠撰後漢紀、雖似未成、辭藻可觀。溥著江表傳、亦粗有條貫。惟頒撰魏晉世語、蹇乏全無宮商、最為鄙劣、以時有異事、故頗行於世。干寶、孫盛等多采其言以為晉書。其中虛錯如此者、往往而有之」（『三國志』卷四 高貴鄉公紀 裴注）。

(23) 「臣松之以為、春秋之義、內大惡諱、小惡不書。……魏史若以為大惡邪、則宜隱而不言、若謂為小惡邪、則不應假為之辭、而崇飾虛文乃至於是。異乎所聞於舊史。推此而言、其稱卞甄諸后言之善、皆難以實論。陳氏刪落、良有以也」（『三國志』卷五 甄皇后傳 裴注）。

(24) 「不知資・暉之徒竟為何人、未能識別然否、而輕弄翰墨、妄生異端、以行其書。如此之類、正足以誣罔視聽、疑誤後生矣。寔史籍之罪人、達學之所不取者也」（『三國志』卷六 袁紹傳 裴注）。

(25) 「凡諸云云、皆出自鄙俚、可謂以吾儕之厚誣君子者矣。袁暉虛罔之類、此最為甚也」（『三國志』卷十 荀彧傳 裴注）。

(26) 「如孫盛之言、誠所未譬。……盛以此為美談、無乃賊夫人之子與。蓋由好奇情多、而不知言之傷理」（『三國志』卷十二 崔琰傳 裴注）。

(27) 「資之別傳、出自其家、欲以是言掩其大失、然恐貧國之玷、終莫能磨也」（『三國志』卷十四 劉放傳 裴注）。

(28) 「以此知張鷟假偽之辭、而不覺其虛之自露也。凡鷟虛偽妄作、不可覆疏、如此類者、不可勝紀」（『三國志』卷二十一 王粲傳 裴注）。

(29) 「臣松之以為、魏末傳所言、率皆鄙陋」（『三國志』卷二十八 諸葛誕傳 裴注）。

(30) 「袁暉・樂資等諸所記載、穢雜虛謬、若此之類、殆不可勝言也」（『三國志』卷三十六 馬超傳 裴注）。

(31) なお郭頒については、劉孝標が、「郭頒西晉人、時世相近、為晉魏世語、事多詳覈。孫盛之徒皆采以著書」（『世説新語』方正第五注）と、裴松之と真逆の評価を下していることが興味深い。

(32) 「樂資山陽公載記及袁暉獻帝春秋並云、太祖兵入城、審配戰于門中、既敗逃于井中、於井獲之」（『三國志』卷六 袁紹傳 裴注）。

(33) 「配一代之烈士、袁氏之死臣。豈當數窮之日、方逃身于井。此之難信、誠為易了」（『三國志』卷六 袁紹傳 裴注）。

(34) 前注掲の渡邊義浩『史』の自立——魏晋期における別伝の盛行を中心として。

(35) 宮川尚志「六朝時代の史学」（『東洋史研究』五一六、一九四〇年）は、六朝以降に譜学・家伝が多く作られた理由を貴族が家門を誇示するためであったとし、さらには文化保持者として貴族個人の性行に焦点を当てた『世説新語』のような伝記が盛んに編述されたことを合わせて踏まえ、六朝の史学を貴族の史学と称した。

(36) 渡邊義浩は、西晋初に制定された五等爵制が、九品中正制度と結びつき、結果として高位高官の世襲を保障せしめたことを踏まえて、これを皇帝権力による国家的身分制としての「貴族制」の成立とした。渡邊義浩「西晋における五等爵制と貴族制の成立」（『史学雑誌』一一六—一三、二〇〇七年。同氏「西晋「儒教国家」と貴族制」（汲古書院、二〇一〇年）所収）を参照。また、袴田郁一「兩晉における爵制の再編と展開——五等爵制を中心として」

〔『アジアの文化と思想』二四、二〇一五年）では、そうした爵制秩序が少なくとも東晋末まで維持されていたことを検討した。なお、かかる五等爵制の制定を主導したのが、他ならぬ裴秀である（『晋書』卷三武帝紀泰始元年）。

(37) 両晋の爵位制度、ならびに当該期における賜爵事例は、前注掲の袴田郁一「両晋における爵制の再編と展開―五等爵制を中心として」を参照。

(38) 『晋書』卷三十五裴秀伝に、「裴王一族盛於魏晉之世、時人以為八裴方八王、徽比王祥、楷比王衍、康比王綏、縉比王敦、瓚比王敦、遐比王導、顧比王戎、邈比王玄」とあり、さらには『晋書』が基づいたと思われる『世説新語』品藻第九には、「又以八裴方八王。裴徽方王祥、裴楷方王夷甫、裴康方王綏、裴縉方王敦、裴瓚方王敦、裴遐方王敦、裴顧方王戎、裴邈方王玄」とある。

(39) 矢野主税「裴氏研究」（『長崎大学教育学部社会科学論叢』一四、一九六四年）、「改訂魏晉百官世系表」（『長崎大学史学会』一九七一年）も参照。

(40) 吉川忠夫「裴松之のこと」（『今鷹真・井波律子訳『正史三國志』』解説「ちくま学芸文庫、一九九三年」）。

(41) 断絶した鉅鹿郡公の爵位は、東晋の孝武帝期になって裴球なる者により継承された。『晋書』卷九孝武帝紀太元二年に、「春正月、繼絶世、紹功臣」とあり、その中に河東裴氏が含まれていたことが『藝文類聚』卷五十一引『晋中興書』に見える。ただしこの爵位が以降も継承されたのか、そしてこの裴球が裴松之にとつていかなる統柄にあるかはわからない。

(42) 「裴松之字世期、河東聞喜人也。祖味、光祿大夫、父珪、正員外郎。松之年八歳、學通論語・毛詩。博覽墳籍、立身簡素。年二十、拜殿中將軍。此官直衛左右。晉孝武太元中、革選名家以參顧問、始用琅邪王茂之、會稽謝輅。皆南北之望」（『宋書』卷六十四裴松之伝）。

(43) なおこれとは対照的に『三國志』荀彧伝や陳羣伝の裴注では、穎川荀氏・穎川陳氏の系譜が裴松之の当時まで詳述される。

(44) 裴啓の性行については、『世説新語』文学第四の劉孝標注が引く「裴氏

家伝」に、「裴榮字榮期、河東人。父稚、豐城令。榮期少有風姿才氣、好論古今人物。撰語林數卷、號曰裴子」とある。

(45) 「庾道季詒謝公曰、裴郎云、謝安謂、裴郎乃可不惡、何得為復飲酒。裴郎又云、謝安目、支道林如九方皋之相馬、略其玄黃、取其備逸。謝公云、都無此二語、裴自為此辭耳。庾意甚不以為好。因陳東亭經酒壚下賦。讀畢、都不下賞裁、直云、君乃復作裴氏學。於此語林遂廢。今時有者、皆是先寫無復謝語」（『世説新語』輕詆第二十六）。なお、『世説新語』における「語林」の位置付けについては、前注掲の渡邊義浩「『世説新語』の編集意図」にて指摘されている。

(46) 「續晉陽秋曰、晉隆和中、河東裴啟撰漢、魏以來迄于今時、言語應對之可稱者、謂之語林。時人多好其事、文遂流行。後說太傅事不實。而有人於謝坐飲其黃公酒壚、司徒王珣為之賦、謝公加以與王不平、乃云、君遂復作裴郎學。自是衆咸鄙其事矣」（『世説新語』輕詆第二十六劉孝標注）。

(47) 『宋書』卷四十四百官志下殿中將軍には、「晉孝武太元中、改選以門閥居之」とある。

(48) 「松之以世立私碑、有乖事實、上表陳之曰、碑銘之作、以明示後昆、自非殊功異德、無以允應茲典。大者道勳光遠、世所宗推、其次節行高妙、遺烈可紀。若乃亮采登庸、績用顯著、敷化所莅、惠訓融遠、述詠所寄、有賴鐫勒、非斯族也、則幾乎僭黷矣。俗敝偽興、華煩已久、是以孔悝之銘、行人非、蔡邕制文、每有愧色。而自時厥後、其流彌多、預有臣吏、必為建立、勒銘寡取信之實、刊石成虛偽之常、真假相蒙、殆使合美者不貴、但論其功費、又不可稱。不加禁裁、其敝無已。以為諸欲立碑者、宜悉令言上、為朝議所許、然後聽之。庶可以防遏無徵、顯彰茂實、使百世之下、知其不虛、則義信於仰止、道孚於來葉。由是並斷」（『宋書』卷六十四裴松之伝）。